

Weekly Report

第715号
令和5年9月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

本来 10 月から始まる主な制度（税制関連）

来月から変わる主な税制関連は次のとおりです。

◎インボイス制度の導入……インボイス発行事業者

は買手（課税事業者に限る）の求めに応じてインボイスを交付する義務があり、買手は仕入税額控除の要件として原則、インボイスの保存等が必要となります（簡易課税制度や2割特例を適用する場合、仕入税額控除のためのインボイス保存は不要）。なお、インボイスの交付義務は「10月1日以降の取引」について生じるため、9月中の取引について10月に請求書等を交付する場合、交付義務はありません。

◎酒税の税率見直し……平成29年度税制改正による

ビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）の税率一本化や、醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率一本化などに向けて、令和2年10月から段階的な見直しが行われています。本年10月に、ビール系飲料の2回目（3回中）の見直しにより、ビールの税率は350ml当たり6.65円引下げとなり、新ジャンルは9.19円引上げとなります。また、醸

造酒類は2回目（2回中）の見直しにより、清酒の引下げや果実酒の引上げが行われ、税率が一本化します。

◎ふるさと納税の返礼品に係る基準変更……ふるさと

納税の対象となる地方団体が返礼品を行う場合などのルールが改正され、寄附金の5割以下とされている「募集に要する費用」は、ワンストップ特例や寄附金受領証に関する事務など募集に付随する費用も含めて寄附金の5割以下にすることとされました。また、「食肉の熟成」及び「玄米の精白」については原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限られる等の見直しが行われ、返礼品の内容や寄付金額などが変わる可能性があります。

高速道路利用に係るインボイス（ETCクレカ）

事業者が高速道路を利用した際、ETCクレジットカード（高速道路会社が発行するETCコーポレートカード等を除く）で精算した料金に係る仕入税額控除を受けるには原則、ウェブ上のETC利用照会サービスで「利用証明書（簡易インボイス）」をダウンロードして保存する必要があります。

なお、カード会社から受領する「クレジットカード利用明細書」は通常、インボイスには該当しませんが、高速道路の利用頻度が高いなどで全ての利用証明書の保存が困難な場合は、カード利用明細書（個々の利用内容が判明するもの）と、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引の利用証明書を併せて保存する対応も認められます。

65歳以上の高齢者人口と就業状況

総務省が公表した「統計からみた我が国の高齢者」によると、65歳以上の高齢者人口（今月15日現在の推計）は前年比1万人減少の3623万人で、昭和25年（1950年）以降初めて減少しましたが、総人口に占める割合は29.1%と過去最高を更新しました。また、75歳以上は初めて2千万人を超え、10人に1人が80歳以上となっています。

また、高齢者の就業者数は19年連続の増加となる912万人（就業率25.2%）であり、就業者総数の13.6%を占めています。